



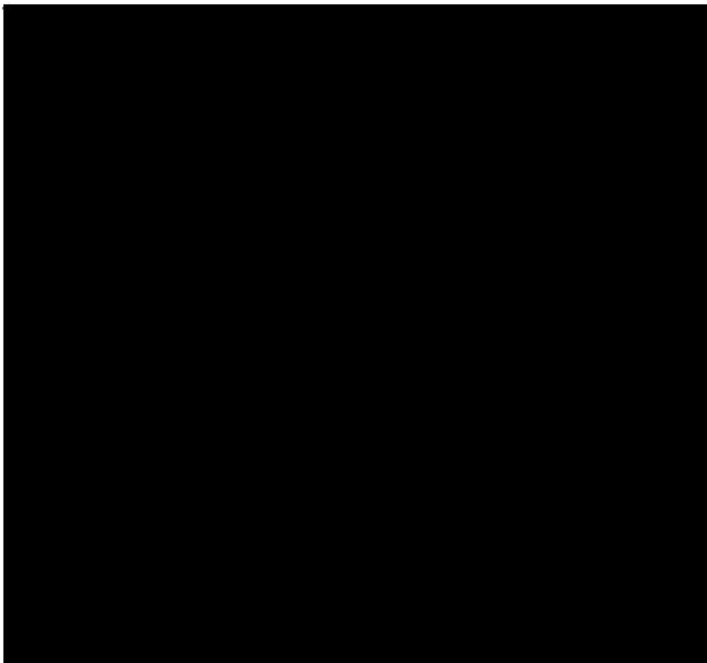
申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	1	回

申請書SharePoint



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。
なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について	申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について	兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人ドローン減災士協会

団体代表者 役職・氏名

代表理事・木村玲欧

分類

法人番号

1400-05-025632

団体コード

申請団体の住所

兵庫県佐用郡佐用町豊福278番地

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
一般社団法人Anchor	村上直子	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、決定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する監約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II、事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体

資金分配団体

資金分配団体

事業名（主）

事業名（副）

団体名

ドローン×地域防災 官民連携プロジェクト

～地域密着＋受援型ドローン運用体制の確立と人材育成プロジェクト～

一般社団法人 ドローン減災士協会

コンソーシアムの有無

あり

事業の種類1

事業の種類2

事業の種類3

事業の種類4

④災害支援事業

防災・減災支援

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野

○

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援

② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

○ ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援

⑨ その他

○

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

④ 働くことが困難な人への支援

○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

⑥ 女性の経済的自立への支援

⑨ その他

○

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援

○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

⑨ その他

その他の解決すべき社会の課題

災害時の避難や避難後の生活において、他者からの支援や配慮が必要とされる方々（高齢者、障がいのある方、乳幼児や妊産婦、医療的ケアが必要な方）への支援。また、山間部や離島など、交通手段が限られ、災害時に孤立するリスクがある地域に暮らす方々も、優先的を検討すべき課題として考えています。

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
__11.住み続けられるまちづくりを	11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	地震・豪雨・土砂災害で道路が崩壊し、通信が途絶すると、高齢者や障がい者などの災害時要援護者が救援から取り残され、命を落とす危険が高まります。特に山間部の住民はその影響を受けやすい状況です。本事業では、ドローン減災士と赤外線カメラなどの高機能ドローン機材を配備し、発災直後から上空による被災地の速やかな状況把握、要配慮者の捜索・物資輸送が行える体制を整え、救援の遅延を解消し、災害関連死や被害を大幅に減らします。
__11.住み続けられるまちづくりを	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	地域の防災・減災力を高めるには、市町村や山間部に住む住民が災害リスクを理解し、対策を協議できる体制が必要です。本事業では、ドローンの運用マニュアルを整備し、行政・住民・NPO・支援団体が共同で防災訓練を実施。発災直後にドローンで被災状況を把握しながら、必要な方へ支援を届ける仕組みを構築することで、地域特有の危険を減らします。
__3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全てのの人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	ドローンを通信中継機として運用することで、停電や通信の断絶が起きた被災地でも救急要請や避難指示を届けられる仕組みを構築することができます。小型基地局や衛星通信端末を搭載したドローンを上空に配置し、停電や通信断が起きた被災地で携帯電波やデータ通信を中継することで、避難者は携帯から救助要請ができ、救護拠点や避難所間のWi-Fiメッシュネットワークも可能となります。また、飛行ルートを巡回させることで、緊急搬送や医療処置の対応が整い、要配慮者を含む被災者の命を守ります。

1. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	129/200字
一般社団法人ドローン減災士協会（DEO）は、ドローン技術を活用した防災・減災活動を行う人材「ドローン減災士」の育成および行政、関係機関と連携した防災訓練の実施や様々な教育活動等を通じ、ドローンの防災・減災活用を進め、安全安心な社会の実現を目的とした組織です。	
(2)団体の概要・活動・業務	203/200字
一般社団法人ドローン減災士協会（DEO）は、2021年4月1日に設立され、主に災害に関する知識とドローンの操作技術を兼ね備えた専門人材「ドローン減災士」の育成と資格認定を行っています。その他の活動として、平時での防災訓練、教育機関への教育プログラム提供、地域防災計画への参画、研修事業・講演会の実施など、幅広い活動を展開しています。これらの取り組みにより、安全安心な社会の実現を目指しています。	

II.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2025/10/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	東海地域、兵庫県、九州地域	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	民間ドローン事業者、災害支援団体					(人数)	民間のドローン事業者：約250団体（推定約24,000人） 国土交通省「無人航空機操縦士資格取得者数」（2025年1月末時点） 災害支援に取り組む団体：約120団体 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD） 熊本地震では約300団体、能登地震では約120団体が活動したという資料に基づきます。	
最終受益者	中間受益者：民間ドローン事業者 最終受益者：地震や豪雨、土砂災害などの影響を受ける被災者。特に要配慮者					(人数)	中間受益者：250団体以上 最終受益者：山間部や離島の集落に暮らす要配慮者（高齢者・障がい者等を含む）は、150万人。対象地域（東海3県、兵庫県、九州7県）の要配慮者約1,000万人のうちおよそ15%程度	
事業概要	発災時の初動対応にドローンが活用されると、被害の拡大を大きく抑えられます。しかし現状では、「ドローン操縦・搜索スキルを持つ人材が不足している」「道路崩落や冠水によって道路が使えなくなり、現場にたどり着けず救援が数時間～数日に遅れてしまう」「被災地の状況把握が遅れ、的確な判断ができない」「発災時は、行政や医療機関、社協の人手が足りず、民間企業のリソースが十分に使われていない」などの課題があります。 こういった災害時の課題は全国どこでも起こり得る課題です。そこで本事業では、官民が力を合わせ、平時から備える連携体制をつくることを目指し、次の取り組みを進めます。 ① 官民連携による防災訓練と協働体制の構築 行政（県・市町村）、医療機関、社会福祉協議会に加えて、ドローン事業者などの民間企業等との連携体制を整え、平時からの実効性のある防災訓練を定期的に実施することで、災害対応に備えます。平時から災害対応できる人材の育成、整備された資機材を活用し、要請から飛行までの流れを実践しながら、災害対応できる環境を整えます。 ② ドローン関連資機材の整備と地域での実装 災害の多様化・激甚化に伴い、ドローンに要求される機能も多様化しています。赤外線カメラ搭載機、長時間飛行型、物資輸送型など、用途別に最適化された機体等の整備を行うことで、災害対応時だけの活用にとどまらず、平時からの利用（配送サービス、獣害対策、点検業務等）を促進し、地域のドローン事業者が持続的に防災減災活動ができるよう支援します。 ③ 災害支援対応型のドローン専門育成 ドローンによる災害支援の体系的な育成プログラムを構築し、公的機関や地域団体に散在しているドローン操縦士を含めてプログラムを提供することで、災害科学・法制度・通信・地形理解といった領域を横断的に学び、現場対応力を備えた人材を育成します。また、育成後も操縦スキルや最新技術の維持・更新を目的とした継続的な研修・実地訓練を提供し、平時から災害対応できる体制を整えます。							
849/600字								

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	1285/1000字
近年、梅雨前線や台風による広域豪雨が頻発し、2020年7月「令和2年7月豪雨（特に影響を受けたのは熊本県、福岡県、鹿児島県、愛媛県、大分県、宮崎県、広島県の7県）」では84名の死者、2名の行方不明者、及び16,667棟超の住宅被害を記録しました。各地で大雨特別警報が発表され、球磨川が決壊し、山間部約25地域が孤立。災害時のピーク避難者数は10,963人に達した。その多くが高齢者や障がい者など要配慮者であり、命のリスクが急速に高まる深刻な社会課題となっています。（令和2年版 消防白書「総務省消防庁より」）また、令和7年3月に発表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、インフラの途絶等で外部からの応援等が困難になることが多く発生すると考えられ、被災者が十分な支援等を受けられずに、災害関連死のさらなる増加につながるおそれがあるとされています。この被害想定では、災害関連死者数は約56万人～200万人になるとされており、地域の防災力向上は喫緊の課題であると言えます。 弊会が実施した「災害時のドローン活用に関する意識調査 ※別添1」では、以下のような課題が明らかになりました。主な課題は、「行政・自治体との連携の不十分さ」、「法的規制の複雑さ」、「専門人材の不足」、「資機材の不足」、「収益化の難しさ」です。こういった複合的課題が重なることで、被災直後の初動対応として現場の状況把握や行方不明者の捜索、孤立した避難者への物資輸送といった対応に遅れが生じる可能性があります。例えば、被災地支援においては、まず道路や橋といったインフラを使って人員や物資を届けることが一般的ですが、大雨や土砂災害によって道路が冠水・崩壊すると、救援チームは現地へ入ることが難しく、迂回や一時待機を余儀なくされることがあります。その結果、支援が数時間から場合によっては数日遅れてしまうこともあります。また、今後想定される豪雨や土砂災害では、通信や電源の遮断されることで、被災地からの安否連絡や行政からの緊急指示が途絶する。災害協定締結や支援要請は通常対面や書面が前提となるため、被災直後は行政窓口が混乱。令和2年豪雨では、被害認定や物資搬送要請に1,2日かかり、初動が大幅に後ろ倒しになった。災害対応に必要なドローン操縦や測量分析スキルを持つ人材は限られ、複数での現場の対応が難しく、被害範囲全体の把握に大幅な遅れが生じた等といった現場の課題が挙げられ、災害対応体制が十分でない地域では、被災者の命に関わる深刻な影響を及ぼす恐れがあります。 一方、ドローン事業者は災害支援への関与意欲が高く、35社中24社の約7割が既に災害対応に取り組み、16社が自治体協定締結を目指しています。その中で実績を持つ11社は「空撮・測量」「捜索・救助」「物資輸送」を実施済みで、初動対応の準備を進めています。しかし、それを阻む課題として、行政や支援団体との連携の不足やドローンの運用ガイドラインの法整備が不十分であること、減災・災害支援に必要な資機材などの資金調達の難しさ、専門人材の不足等が挙げられました。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	199/200字
発災時における行政の初動対応として避難所開設や災害対策本部の設置が上げられる。災害対策本部の設置等は迅速に行われているが、被災状況の把握や各所との連携に時間がかかっていることも事実である。ヘリコプターによる支援活動は視界不良等環境要因によって左右され、思うように支援出来ないことも多い。自治体のドローン導入、ドローン操縦者の育成も進んでいるが、機材の性能不足や操縦者のスキル維持が課題となっている。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	196/200字
弊会では、これまでに約380名のドローン減災士を育成してきました。協会会員は、被災地において空撮による被害状況の把握や測量、物資の輸送、捜索支援などの災害対応に取り組み、能登半島地震などの被災地においても活動実績を重ねております。また、自治体との防災協定の締結や合同防災訓練の実施を通じて、連携体制を整えてきました。自治体のみならず、平時からの地域との連携・支援体制の構築にも尽力しています。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	295/200字
災害時に活用が見込まれる高性能ドローンや衛星通信機器はとても高額で、民間だけでは揃えにくいのが実情です。休眠預金を活用し、①官民連携による防災訓練と協働体制の構築、②ドローン関連資機材の整備と地域での実装、③災害支援対応型のドローン専門家育成を実施します。防災減災・災害支援に必要な人材や機材、スキル維持のための訓練ができる環境が整い、平時から災害時までドローン活用が可能となり、被災者への初動対応や支援活動が向上します。最終的には、「孤立させない」「支援が届かないまま危険が長引く」といった事態を防ぎ、地域で災害対応が可能な支援体制を築き、民間が社会課題の解決に貢献できるようになります。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
事業終了から3年後には、対象地域において、防災減災活動とドローン減災士の資格を持つ事業者や災害支援団体が行政と社協と連携し、平時から発災直後までドローンによる状況把握・捜索・物資輸送が途切れず行われる体制が整備されている。 平時からの行政、社協、地域団体との協働による訓練や地域防災活動を行うことで災害リスクの可視化や予防的な点検作業にもこうした平時、発災時を問わないドローン活用体制の構築により地域の防災力が高まり、持続可能な地域をつくる。 災害発生時には、道路の崩壊や通信遮断などが生じた場合でも、要配慮者を含む被災住民が孤立することなく、必要な支援を受けられる社会を実現します。
要配慮者の定義： 災害時に避難や避難後の生活において、日常的に他者の支援や配慮を必要とする方。例として、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・医療ケアが要する方などに加え、山間部や孤立の恐れがある地域に暮らす住民も含む。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
防災減災・災害対応に関する実践研修を受講した人材が、災害支援対応型ドローン専門家として地域防災に参画する。		1) 研修を修了し、災害支援スキルの習得を認定された人材の数 2) 災害支援対応型ドローン専門家として、地域防災会議に参加した回数		1) 修了者は0名 2) 参加実績は0回			1) 90名以上が研修を修了し、災害支援スキルの習得が認定されている。 2) 年2回参加実績がある。※対象地域によって異なる。 達成時期は、2029年2月。
対象地域において、高機能ドローンや資機材が整備され、発災直後から初動支援が可能な準備が整う。		1) 災害対応できる高機能ドローン台数 2) 実行団体のドローン操縦者の「初動支援準備が整っている」等の自己評価		1) 0台 2) 未実施			1) 1台（実行団体あたり最低1台整備） 2) ドローン操縦者のうち8割が『初動支援準備が整っている』と回答し、防災訓練・資機材準備・連携体制に対応可能な状態にある。 達成時期は、2029年2月。
対象地域において行政との災害対応協議が開始され、ドローンを活用した防災訓練が実施され、初動支援の連携体制が構築される。		1) 行政との災害対応の協議回数（行政との「災害対応の協議」や「意見交換」の回数。行政との対話を行なった機会の増加。 2) 「連携体制が整い、発災時に初動対応が迅速にできる」と回答した行政担当者、関係者からの評価（アンケートまたはヒアリングにて実施） 3) 行政主催の防災訓練に参加し、ドローン災害対応訓練の実施回数		1) 0回 2) 未実施 3) 0回			1) 年6回 2) 「連携体制が整い、初動対応ができる」と7割が回答する状態 3) 年1回 達成時期は、2029年2月。
発災時に安定して活用できるよう資機材の商用ベースでの利用を地域で進め、ドローンを広く地域社会に浸透させる。 資機材の商用ベースでの利用：物資輸送のドローン配送サービス。赤外線を活用した獣害対策。発災時には人を捜索する等を想定。		1) ドローンサービスの成立件数 2) 実行団体による「ビジネスモデルとして妥当である」等の自己評価 3) 防災訓練や地域イベント等に参加した地域住民・関係者によるドローン活用の認知度、利便性についての評価		1)0件 2)未実施 3) 住民のドローン活用に対する認知度は低い。			1)実行団体1につき1件 2)「ビジネスモデルとして妥当」と高い評価が得られ、採算性を確保出来ている。 3) 地域住民がドローンの支援内容を理解し、利便性に肯定的な評価を示している。（アンケート調査） 達成時期は、2029年2月。
対象地域において、山間部や孤立しやすい高齢者など要配慮者の居住地や避難方法の情報がデータ化・共有され、発災時の支援優先対象を明確化する。		1) 要配慮者住所データの登録件数（件） 2) データ共有に参加した自治体（市町）数		1) 0件 2) 0市町			1) 対象地域内の要配慮世帯によるため、事業開始後の調査によって、目標値を設定する。 2) 対象地域内の要配慮世帯によるため、事業開始後の調査によって、目標値を設定する。 達成時期は、2029年2月

(2)-2 短期アウトカム（非資金の支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
対象地域において、実行団体及び関係者に対して、災害対応に必要な実践的なスキルや研修の機会の提供し、災害支援対応型ドローン専門家の人材が育成される。		1) 受講者が「実際の災害現場で役立つ技能を身につけた」と回答した割合 2) 行政担当者等の災害時ドローン活用に対する理解や期待の変化を調査。例「現場での災害対応能力が高まった」と評価した割合		1) 未実施 2) 未実施			1) 「実際の災害現場で役立つ技能を身につけた」と高い評価を得る。（8割以上） 2) 「現場での災害対応能力が高まった」と高い評価を得る。（7割以上） 達成時期は、2029年2月
災害対応のドローンに関する情報共有の場を提供する。地域外との情報交換や有益な情報が得られる。		1) 情報共有オンラインイベントの開催数 2) 参加者数 3) 「有益な情報を得られた」「情報共有の場が連携に役立つ」と回答した割合		1) 0回 2) 未実施 3) 未実施			1) 半年に1回（定例） 2) 延べ100名以上 3) 「有益な情報を得られた」「連携に役立つ」と高い評価を得る。（7割以上） 達成時期は、2029年2月
実行団体が社会インパクト評価を活用し、活動成果が防災・減災に取り組む地域へ活かされる。		1) 実行団体が活動内容や社会インパクト評価の報告書の作成件数 2) 近隣の行政や他地域の団体へ展開された報告書の共有件数		1) 0件 2) 0件			1) 3件 2) 200件 達成時期は、2029年2月
資金分配団体がドローンの商用利用事例（物流・点検・獣害対策等）を共有し、実行団体間や行政との勉強会を通じて情報交換を行うことで、地域特性に応じた商用モデルの構築を促進する		1) 地域特性を踏まえたドローンの商用利用モデルの案数 2) 実行団体や行政等が参加した商用モデルの事例の勉強会の開催回数		1) 未実施、0件 2) 実行団体間・行政との情報共有の場は設けられていない。			1) 地域特性を反映した商用モデルが3件具体化される。 2) 年3回開催され、定期的に情報共有が行われている。 達成時期は、2029年2月

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
実行団体は、災害対応スキル向上研修を受講し、災害時に必要なスキルを身につけます。あわせて、災害時の人命捜索や物資輸送などの活動に取り組むための準備を進めていきます。	2026年4月開始、以降年3回（5-7月、10-12月、1-3月）実施。	82/200字
赤外線カメラ搭載や物資輸送ができるドローンや関係機関と連携するためのソフトウェアを導入。衛星通信機器とポータブル電源を配備し、発災時に活用できる準備を行う。衛星通信機器とポータブル電源を配備し、発災時に活用できる準備を行う。また空から被災状況を把握・支援物資の輸送が可能となり、要配慮者など含む被災住民へ支援の初動遅延を解消する。	2026年4月～6月 出水期前、大雨や災害が起こりやすい時期が来る前に、ドローン購入の準備を整えておく。 2026年7月～2029年2月 防災訓練や実証実験の場でドローンのデモンストレーションを行いながら、発災時には初動対応ができる体制の構築を目指します。	165/200字
行政と合同防災訓練を開催し、行政からの支援要請を受けてからドローンを飛行させるまでの流れを実践・検証し、連携体制を整える。	年1回	61/200字
対象地域において、平時から行政とドローン運用手順を策定する。	2026年4月～2028年3月	30/200字
発災時に行政からの支援要請を受けて即座にドローンを飛行させ、捜索・物資輸送などの災害対応ができるよう、独自の実践訓練を定期的に実施する。	ドローン購入後～2029年2月	68/200字
豪雨や浸水被害、土砂災害などの影響により、住民が孤立しやすいリスクを抱える地域の行政を対象に、行政・社協・地域関係者と連携しながら、発災時に想定される課題（要配慮者の居住地・避難経路・支援ニーズ等）を共有し、初動対応の手順を整理・確認し、支援体制を整えます。	2026年4月～2029年2月	129/200字
ドローンを活用し、平時から物資輸送や獣害対策などの商用モデルを構築、実施することで、地域住民にドローンの有用性を理解してもらい、受け入れてもらえるようにする。	2026年4月～2027年3月 商用利用事例に関する事前調査・事例収集を開始。 2027年4月～2029年2月 DEOのオンライン勉強会等へ参加し、地域特性に応じた活用モデル案を構築する。 2028年4月～2029年2月 社会実装に向け、行政との制度調整を進めながら、商用モデルの実証実験を行う。	79/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援 実行団体及び関係者に対して、災害対応に必要な実践的なスキルや研修の機会の提供し、災害支援対応型ドローン専門家の人材を育成する。	時期 2026年4-6月、10-12月、1-2月の期間内に実施。	63/200字
実行団体の組織基盤の強化や人材育成を目的として、ガバナンスやコンプライアンス体制や事業評価に関する個別相談を行います。また実行団体が行政を含む地域の関係者と連携体制を構築できるよう、サポートを行っています。長期間関わることで、実行団体のビジョン・ミッション・バリューが明確になり、事業の実施体制が整うことで、地域に根ざした活動を展開することができます。	契約締結後～2029年2月、定例月1回	177/200字
災害対応におけるドローンの活用について学び合えるオンラインの場を設け、地域を問わず、行政・ドローン事業者・支援団体、そしてドローンに関心のある住民の皆さまと交流し、実践的な情報を得られる機会を提供します。	半年に1回を想定 初回を2026年6月に想定しています。	102/200字
防災分野やドローン分野などの展示会に出展し、本事業で実施する内容のPRを行います。展示会を通じ対外的なアピールを実施することで、本事業の取り組みを日本全国に波及させることができますと考えます。	年1回を想定	95/200字
商用利用の事例（配送・点検・農業支援等）をもとに、行政・社協等も参加する勉強会を開催し、地域特性に応じたドローン商用モデルの構築を支援する。	2026年4月～2027年3月まで準備期間とし、商用利用事例に関する事前調査・事例収集を開始、参加する団体との調整を行う。 2027年4月～ 行政・社協・実行団体等が参加する勉強会を開催する。 2028年4月～ 実行団体が商用モデルの実証実験を行えるよう支援する。 2027年から勉強会を年3回実施。	70/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	地域メディアへのプレスリリース配信、これまでDEO研修の参加者・ドローン事業者のネットワークへの案内を行います。対象地域の行政と連携し、情報拡散を強化。WebサイトやSNSで公募・進捗・成果を発信し、定期的にオンライン情報共有会を開催。ドローン活用による防災・減災の認知を拡大するとともに、地域連携モデルとして防災意識の醸成を図ります。	168/200字
連携・対話戦略	平時から行政、社協、NPO、事業者が参画するオンライン情報共有会を定期開催。実行団体の活動報告や地域が抱える課題、防災訓練の内容、商用活用事例を共有する。また評価研修を通じて事業成果と課題を地域で共有し、3年間のノウハウを蓄積し、防災減災に取り組みたい、事業に関心ある事業者や自治体へ共有することで、地域を超えたネットワークづくりや連携強化を図ります。	176/200字

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

資金分配団体	本事業を実施することで、当協会の存在、取り組みが社会へ強く訴求されることが予想されるため、ドローン減災士の研修や災害対応実践研修の受講希望者が増大すると考えられる。受講希望者が増えることで安定した資金源が確保出来ることとなり、更なる研究開発、各種機材の整備が可能になる。研究開発の促進と機材の整備を通じ、平時のドローンビジネスとしても様々なことに取り組むことができ、好循環を生むことができ、企業の安定的成長に資する取り組みとなる。 自治体や関係機関との連携作りを通じて、他地域でのモデルとなることができるため、本事業で取り組んだ地域以外へも進出することができ、同様の課題を抱える地域の課題解消に取り組んでいきたいと考える。連携体制が構築される自治体が増えればより効果的な災害対応が可能になるため、ドローンを活用した災害対応のスタンダードモデルとして全国に波及していくと考える。	388/400字
実行団体	本事業を実施することで、地域社会における平時～災害時までのドローン活用方法が明確になり、持続性を持った活動が続けられる。平時でのドローン活用が増えることで、収益性も向上し、人材確保や資機材確保が可能になる。確保した人材、資機材は更なる活躍が可能で、地域社会における各種課題の解決力が向上する。	146/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	14/800字
特に該当するものはありません	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	477/800字
2018年4月 神戸大学減災デザインセンターと「078KOBÉ」参加 2019年4月 神戸大学減災デザインセンターと「078KOBÉ」参加-スピーカードローンによる音声広報実施 2019年9月 兵庫県主催防災訓練ーたつの市 2019年9月 兵庫県主催防災訓練ー豊岡市 2020年1月 兵庫県主催防災訓練ーひょうご安全の日のつどい 2020年2月 兵庫県主催防災訓練ー兵庫県警 夜間搜索訓練 2020年9月 兵庫県主催防災訓練ー尼崎市・三田市母子小学校 2020年11月 兵庫県主催防災訓練ー南あわじ市 南海トラフ対策津波防災訓練 2021年11月 尼崎市主催防災訓練ー令和 3 年度尼崎市防災総合訓練 2021年12月 近畿府県合同防災訓練ー有人機と無人機の航空調整をしながらの飛行(日本初) 2022年8月 尼崎市主催防災訓練ー令和 4 年度尼崎市防災総合訓練 2022年11月 兵庫県主催防災訓練ー令和 4 年度兵庫県・播磨広域合同防災訓練 2022年10月 ぼうさいこくたい2022inKOBÉ 参加 2024年10月 ぼうさいこくたい2024in熊本 参加	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体	
(2)実行団体のイメージ	・対象地域：東海地域、兵庫県、九州地域 ・想定する実行団体：民間ドローン事業者、災害支援団体、NPO等 ・想定する団体要件： ①災害対応用ドローンやソフトウェアを配備し適切に運用できる団体 ②地域に根付き、ドローンを平時から商用ベースで活用することが可能で、発災時に機動力を持った対応が可能な団体 ③災害対応型のドローン専門家を育成することが可能で、育成した人材の管理まで可能な団体 ④地域の行政、社協、関係団体との協働関係（体制）構築が可能な団体（協働関係構築のためのコーディネーター（団体）との連携を含む）	255/200字
(3)1実行団体当り助成金額	3,000万円を想定 ①災害対応用に必要な高性能ドローンやソフトウェアの配備に必要な費用 ②ドローンを平時から商用ベースで活用することが可能で、発災時にも専門的な対応が可能な人材を育成する費用 ③地域行政や社協との連絡調整に係る費用 ④地域防災のための訓練など実務的な活動に係る費用 ⑤地域との協働関係を構築するためのコーディネーター（団体）に係る費用 ⑥その他上記に関係する費用	190/200字
(4)案件発掘の工夫	一般社団法人ドローン減災士協会(DEO)は、全国規模でのネットワークを活かし、ドローン事業者をベースに、ドローン事業者を中心にヒアリングを行うことで、本事業に適した団体を発掘します。構成団体の一般社団法人Anchorは、災害支援団体とのつながりを活用して、情報発信や周知活動を行います。また申請検討中の団体向けに、休眠制度の仕組みや評価方法についての勉強会や個別面談を通じてサポートを提供します。	203/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制： 事業統括者PO 1名：中田耀介（DEO） 事業補佐PO 1名：村上直子（Anchor） 事務局責任者 1名：[redacted]（DEO） 事業統括：実行団体との契約、助成金支払、事業実施に係る伴走支援担当 事業補佐：精算及び報告書等に係る伴走支援担当 ・経理体制：経理担当 1名（Anchor）※新規採用予定 ・評価体制：外部専門家 [redacted]、前田稔朗（DEO・事務局長）計 2名					214/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	2	名	新規採用人数 (予定も含む)	0 名		
		名	既存PO人数	2 名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	一般社団法人ドローン減災士協会(DEO)：行政との連携協定締結の際にも規程類の確認を行っており、理事会等も適宜開催している。事業推進上の必要があれば、法務専門家のアドバイスを元に対応を予定している。 一般社団法人Anchor：過去に休眠預金申請を行っており、その際に必要な規程類の整備は完了している。理事会、総会については規程に従って運営されている。また、理事は実行団体経験者、資金分配団体PO経験者であり、事業推進上のガバナンス・コンプライアンス体制整備の重要性を理解している。					240/200字
(4)コンソーシアム利用有無	あり					

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間		2025/9/1 ~ 2029/3/31	
資金分配団体	事業名	ドローン×地域防災 官民連携プロジェクト ～地域密着＋受援型ドローン運用体制の確立と人材育成プロジェクト～	
	団体名	一般社団法人ドローン減災士協会	

	助成金
事業費	105,874,000
実行団体への助成	90,000,000
管理的経費	15,874,000
プログラムオフィサー関連経費	28,354,000
評価関連経費	9,789,000
資金分配団体用	5,289,000
実行団体用	4,500,000
合計	144,017,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	2,626,000	49,416,000	26,916,000	26,916,000	105,874,000
実行団体への助成		45,000,000	22,500,000	22,500,000	90,000,000
－					
管理的経費	2,626,000	4,416,000	4,416,000	4,416,000	15,874,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	4,626,000	7,916,000	7,846,000	7,966,000	28,354,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,905,000	4,980,000	4,980,000	4,980,000	17,845,000
その他経費	1,721,000	2,936,000	2,866,000	2,986,000	10,509,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	861,000	2,976,000	2,976,000	2,976,000	9,789,000
資金分配団体用	861,000	1,476,000	1,476,000	1,476,000	5,289,000
実行団体用		1,500,000	1,500,000	1,500,000	4,500,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	8,113,000	60,308,000	37,738,000	37,858,000	144,017,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人ドローン減災士協会	
郵便番号		679-5316	
都道府県		兵庫県	
市区町村		佐用郡佐用町豊福	
番地等		278番地	
電話番号		0790-84-8810	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://deo-dronegensai.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2021/04/06	
法人格取得年月日		2021/04/06	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	キムラ レオ
	氏名	木村 玲欧
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]		7
	理事・取締役数 [人]	6
	評議員 [人]	
	監事/監査役・会計参与数 [人]	1
	上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]		7
	常勤職員・従業員数 [人]	3
	有給 [人]	
	無給 [人]	3
	非常勤職員・従業員数 [人]	4
	有給 [人]	
	無給 [人]	4
事務局体制の備考		

(5)会員

団体会員数 [団体数]	48
団体会員	
団体正会員 [団体数]	48
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	350
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	350
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-	
決済責任者 氏名／勤務形態		
通帳管理者 氏名／勤務形態		
経理担当者 氏名／勤務形態		

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		一般社団法人Anchor	
郵便番号		862-0956	
都道府県		熊本県	
市区町村		熊本市中央区水前寺公園	
番地等		7-43-407	
電話番号		090-1349-3259	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://anchor-kyushu.studio.site	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/profile.php?id=61563591511204	
設立年月日		2023/9/21	
法人格取得年月日		2024/3/21	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	村上ナオコ
	氏名	村上 直子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	トヤマ シンイチロウ
	氏名	外山 伸一郎
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	0
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2024年度 熊本市「復興支援ボランティア連携推進事業」にて、100万円の助成を受け、災害支援団体との連携・情報共有会 と、専門家から学ぶ交流会を2024年8月から12月で計7回実施。熊本地震からの振り返りと、今後の連携に向け平時から自助/共助の関係性強化を図った。累計80人が参加し、参加後にすぐに防災減災へのアクションを起こした人が20%、防災減災への意識向上が89.7%の人に見られ、本事業をきっかけに団体同士の新たな連携も生まれた。

(12) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	ドローン×地域防災 連携プロジェクト
団体名:	一般社団法人ドローン減災士協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含める必須項目		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
		記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)
(参考)JANPIAの規程類		提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・定款	公募申請時に提出	定款	第3章第13条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第3章第14条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第3章第13条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第3章第14条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第3章第12条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第3章第17条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第3章第20条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で 行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に 関する除外規定は必須としません。		社団法人のため提出し ない		
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事 の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提 出		
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提 出		
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款	公募申請時に提出	定款	第5章第33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第5章第34条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第5章第33条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第5章第34条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第5章第32条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第5章第36条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第5章第39条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」 という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提 出		
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担 が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第4章第24条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してく ださい	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第4章第25条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報 酬等並びに費用に関 する規程	公募申請時に提出	定款	第4章第28条
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提 出	定款	第4章

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8) 個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		内定後1週間以内に提出		

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	
団体名:	一般社団法人Anchor
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必須です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第13条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第14条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第12条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第15条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第12条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		社団法人のため提出しない			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会規程	第2条4	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程	第2条5	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会規程	第3条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会規程	第4条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会規程	第3条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会規程	第4条、第5条、第6条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規程	第15条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会規程	第9条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会規程	第13条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程	第9条、第10条	
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	別表	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第23条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第3条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員の報酬等並びに費用に関する規程	第5条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第8条第9条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第11条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第12条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第6条第1項第2項
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条第3項
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条、別紙
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与・賞与規程	第2条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与・賞与規程	第5条、第6条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第8条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	情報公開規程	第6条、別表
(3)保存期間		公募申請時に提出	情報公開規程	第6条、別表
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第6条、別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第16条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第11条、第12条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第20条第21条第22条